

# 福岡県公報

令和 5 年 2 月 3 日  
第 370 号

## 目 次

### 告 示 (第66号 - 第68号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
<b>公 告</b>		
○管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	3
○管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	7

○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	12
○臨港地区分区の変更	(港 湾 課)	12
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	16
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	16
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	16
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	16
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	16

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………17
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………17
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………17
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………17
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………17
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………18

**公安委員会**

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………18
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………18
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………19
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………20

**雑 報**

- 審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果 (自然環境課) ……………20

**再 掲**

- 令和 4 年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催 (畜 産 課) ……………20

**告 示**

**福岡県告示第66号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	八 香 女 春 線	前	八女市上陽町久木原2514番先から 八女市上陽町久木原434番 1 先まで	12.4 ～ 15.8	83.2
			後	八女市上陽町久木原2514番先から 八女市上陽町久木原434番 1 先まで	12.4 ～ 14.8	83.2

**福岡県告示第67号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	北川内 草 野 線	前	八女市上陽町下横山3515番 6 先から 八女市上陽町下横山3516番 1 先まで	7.5 ～ 20.0	39.2
			後	八女市上陽町下横山3515番 6 先から 八女市上陽町下横山3516番 1 先まで	7.5 ～ 24.3	39.2

**福岡県告示第68号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 5 年 2 月 3 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	北川内 草 野 線	八女市上陽町下横山3515番 6 先から 八女市上陽町下横山3516番 1 先まで

**公 告****公告**

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

令和 5 年 2 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 主催者  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号
- 講習会の会場  
福岡生活衛生食品会館  
福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号
- 受講申込み及び問合せ先  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所  
福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号（電話：092-632-4501）
- 講習会の日程  
令和 5 年 5 月 29 日（月）、6 月 5 日（月）及び 6 月 12 日（月）の 3 日間
- 講習会の科目及び時間数  
公衆衛生 4 時間  
理容所の衛生管理 14 時間
- 受講予定人数  
各回 10 名

- 受講料  
16,000 円

**公告**

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

令和 5 年 2 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 主催者  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号
- 講習会の会場  
福岡生活衛生食品会館  
福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号
- 受講申込み及び問合せ先  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所  
福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号（電話：092-632-4501）
- 講習会の日程  
令和 5 年 5 月 29 日（月）、6 月 5 日（月）及び 6 月 12 日（月）の 3 日間
- 講習会の科目及び時間数  
公衆衛生 4 時間  
美容所の衛生管理 14 時間
- 受講予定人数  
各回 100 名
- 受講料  
16,000 円

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年1月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス那珂川今光店
- (2) 所在地 那珂川市今光一丁目107番1、107番2、108番、109番、110番、111番、112番、113番、127番、128番

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年9月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,214.44平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)

建物敷地東及び南側	11
隔地駐車場	34
合計	45

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物東側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物南側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内南西側	3.90

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
4箇所	建物敷地南側 建物敷地北側 隔地駐車場南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和5年1月11日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ゆめモール筑後  
(2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外8者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外8者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和5年1月11日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ゆめマートうきは  
(2) 所在地 うきは市吉井町千年字町地157番外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外4者	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外4者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和5年1月11日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ゆめマート新宮  
(2) 所在地 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外1者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年1月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 シュロアモール筑紫野西側敷地

(2) 所在地 筑紫野市原田836番地4外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社積文館書店 代表取締役社長 清地 泰宏 福岡市南区大楠二丁目23番5号 外9者	株式会社積文館書店 代表取締役 清地 泰宏 福岡市南区大楠二丁目23番5号 外8者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年1月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 シュロアモール筑紫野東側敷地

(2) 所在地 筑紫野市原田836番地5外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西松屋チェーン 代表取締役社長 大村 浩一 兵庫県姫路市飾東町庄266-1 外8者	株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 浩一 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 外7者

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩櫻井4794番1及び4795番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区舞鶴三丁目3-21-301

米倉 洋史春

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市二丈武字丸ノ浦49番1から49番3まで、49番6、49番11から49番13まで、50番3及び50番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市中央区警固一丁目13番15-201号  
さくらフードサービス株式会社  
代表取締役 永松 康朗

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市赤間一丁目17番6、17番17から17番20まで、76番3から76番26まで及び86番1から86番6まで並びに田久1542番10から1542番25まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号  
東宝ホーム株式会社  
代表取締役 和田 賢

**公告**

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見募集期間  
令和5年1月25日から令和5年2月24日
- 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和5年1月11日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 ゆめモール柳川  
(2) 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号 外 2 者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号 外 2 者
--	--

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号 外11者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号 外12者

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 5 年 2 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・ 警察官被服購入（男性警察官用冬服上衣ほか）に係る単価契約
- ・ 警察官被服購入（男性警察官用合服上衣ほか）に係る単価契約
- ・ 警察官被服購入（男性警察官用夏服上衣（長袖）ほか）に係る単価契約
- ・ 警察官被服購入（男性警察官用冬ワイシャツほか）に係る単価契約
- ・ 警察官被服購入（男性警察官用合ワイシャツほか）に係る単価契約
- ・ 警察官被服購入（男性警察官用夏服ズボンほか）に係る単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）



イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和5年2月22日（水曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達内容

### (1) 調達案件名

- ア 警察官被服購入（男性警察官用冬服上衣ほか）に係る単価契約
- イ 警察官被服購入（男性警察官用合服上衣ほか）に係る単価契約

- ウ 警察官被服購入（男性警察官用夏服上衣（長袖）ほか）に係る単価契約
  - エ 警察官被服購入（男性警察官用冬ワイシャツほか）に係る単価契約
  - オ 警察官被服購入（男性警察官用合ワイシャツほか）に係る単価契約
  - カ 警察官被服購入（男性警察官用夏服ズボンほか）に係る単価契約
- (2) 調達物品及び数量  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和 5 年 4 月 3 日（月曜日）から令和 6 年 3 月 31 日（日曜日）までの間
- (4) 納入場所  
福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号）」に定める資格を得ている者（令和 4 年度競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。  
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
令和 5 年 3 月 16 日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。  
(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	A A、A
12	01	百貨	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
電話番号 092-641-4141 内線 2233
- 6 契約条項を示す場所  
5 の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和 5 年 2 月 3 日（金曜日）から令和 5 年 3 月 15 日（水曜日）までの福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで 5 の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法  
(1) 提出場所  
5 の部局とする。  
(2) 提出期限

令和 5 年 3 月 16 日（木曜日）午後 5 時 45 分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下 1 階北側）

(2) 日時

ア 令和 5 年 3 月 17 日（金曜日）午前 10 時 00 分

イ 令和 5 年 3 月 17 日（金曜日）午前 10 時 20 分

ウ 令和 5 年 3 月 17 日（金曜日）午前 10 時 40 分

エ 令和 5 年 3 月 17 日（金曜日）午前 11 時 00 分

オ 令和 5 年 3 月 17 日（金曜日）午前 11 時 20 分

カ 令和 5 年 3 月 17 日（金曜日）午前 11 時 40 分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価（10%税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（10%税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書

面を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価（10%税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（10%税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11 により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が 2 以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が 12 の (1) に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札内訳書の積算が誤った入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) General descriptions of the per-piece cost contracts that are going to be bid for
- ア Winter coats and the other items for police officers
  - イ Spring/autumn coats and the other items for police officers
  - ウ Summer shirts, part of uniform, for police officers
  - エ Winter shirts for police officers
  - オ Spring/autumn shirts for police officers
  - カ Summer pants and the other items for police officers
- (2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31,2024
- (3) Time Limit of Tender : 5 : 45 P. M. on March 16, 2023

- (4) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 - 7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan  
TEL 092-641-4141 (Ext. 2233)

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和5年1月10日糸島市告示第2号）

#### 公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る臨港地区の名称  
大牟田都市計画臨港地区三池港臨港地区
- 2 変更に係る分区の種類  
工業港区
- 3 分区を変更した土地の区域  
大牟田市新港町及び四山町の各一部
- 4 縦覧場所
  - (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
  - (2) 大牟田市小浜町24番地1 福岡県南筑後県土整備事務所
  - (3) 大牟田市新港町1番地 福岡県南筑後県土整備事務所三池港管理出張所

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市星野村（新星野2期広瀬換地区）	令和5年1月26日

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 （仮称）ドラッグストアモリ大牟田沖田店
  - 所在地 大牟田市沖田町309番外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見はありません。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 ヒマラヤスポーツ福岡新宮店ほか
  - 所在地 糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内E12街区
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見無し

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 ホームプラザナフコ南宗像店
  - 所在地 宗像市大字光岡字立浦105番外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特になし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ユニクロ福岡新宮店
  - 所在地 糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内（E13-3街区）
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見無し

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ユニクロ春日店
  - 所在地 春日市大字下白水205番1の一部ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
届出に対して、特段の意見はありません。

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市千鳥五丁目1625番1、1625番12及び1625番13

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市花見の里三丁目21番3

青谷 和彦

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後市大字蔵敷	令和4年12月20日から 令和5年3月20日まで

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
うきは市浮羽町小塩地内	令和5年1月6日から 令和5年3月27日まで

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糸島市篠原、糸島市志摩稲留	令和5年1月10日から 令和5年3月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
朝倉市三奈木	令和5年1月17日から 令和5年3月17日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市若松区、八幡西区	令和4年12月14日から 令和5年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測深）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県	令和4年12月16日から 令和5年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那珂川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
那珂川市大字南面里、大字成竹、大字埋金、大字上梶原、大字市ノ瀬、大字山田、大字西畑	令和5年1月10日から 令和5年3月29日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区	令和5年1月13日から 令和5年3月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

北九州市戸畑区

令和5年1月13日から  
令和5年3月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸島市泊土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糸島市泊土カヘタの一部	令和5年1月20日から 令和5年3月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

基本測量（時空間変位確定測量）

## 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	令和5年2月1日から 終了を通知するまで



**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
飯塚市綱分地内	令和4年12月15日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
豊前市大字八屋	令和5年1月12日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点、4級基準点）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
八女市立花町白木	令和4年12月16日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡東区、小倉南区	令和4年12月16日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大刀洗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大刀洗町大字三川	令和4年12月23日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 測量の種類

公共測量（4級基準点測量、地形測量、路線測量）

### 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州国道事務所管内	令和4年12月28日

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第15号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年2月3日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所

#### (1) 講習会の日時

令和5年3月28日（火） 午前10時から午後5時までの間

### (2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

### (4) 受講可能人員

20名

## 2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

### 福岡県公安委員会告示第16号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により

告示する。

令和5年2月3日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和5年3月15日（水） 午後1時30分～午後4時30分	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署
令和5年3月23日（木） 午後1時30分～午後4時30分	糸島市前原中央一丁目6番1号 糸島警察署 会議室	糸島警察署
令和5年3月29日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署 会議室	戸畑警察署

### 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

#### 福岡県公安委員会告示第17号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和5年2月3日

福岡県公安委員会

### 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年4月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和5年4月13日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和5年4月20日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

### 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年4月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	各15名

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第18号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和5年2月3日

福岡県公安委員会

**1 講習会の日時、場所****(1) 講習会の日時**

令和5年3月29日（水） 午前10時から午後5時までの間

**(2) 講習会の場所**

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

**(3) 受講対象者**

福岡県内に住所を有する者

**(4) 受講可能人員**

20名

**2 講習の科目**

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

**3 注意事項**

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

**雑 報****福岡県環境審議会公告**

玄海国定公園（糸島市二丈鹿家）における公園事業の決定に係る答申案について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、令和5年1月6日から令和5年1月19日までの間、ご意見を募集しました。

その結果、提出されたご意見はなかったことから、令和5年1月23日に答申しましたので、同要綱第8条第1項により、次のとおり公表します。

令和5年2月3日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

**1 知事への答申の要旨**

知事への答申の全文につきましては、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）をご覧ください。

**再 掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46条）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第36号の2**

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように令和4年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

令和4年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催（令和4年12月福岡県告

示第1041号) は、廃止する。

令和5年1月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟 福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡県福岡西総合庁舎
講習会開催期日	令和5年2月7日から同年3月3日まで (福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日を除く。)